

## 光市公告第10号

光市児童家庭相談システム導入業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和4年5月2日

光市長 市川 熙

### 記

#### 1 業務名

光市児童家庭相談システム導入業務

#### 2 業務内容

別紙光市児童家庭相談システム導入業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

#### 3 履行期間

令和4年9月30日まで

#### 4 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(3) 公告の日から参加申込書の提出日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。

(5) 過去5年間において、複数の地方公共団体向け児童家庭相談システムパッケージの開発及び稼働実績があること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

## 5 審査・選定等

### (1) 選定審査

光市児童家庭相談システム導入業務委託業者選定委員会により行う。

### (2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、業務の受託に最も適した者を特定する。

## 6 手続き等

(1) 光市児童家庭相談システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領等(以下「募集要領等」という。)の入手方法

光市ホームページ(<https://www.city.hikari.lg.jp/>)に募集要領等

を掲示するので、ホームページから入手すること。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出場所

〒743-0011

山口県光市光井二丁目2番1号

光市役所福祉保健部子ども家庭課

イ 提出方法

郵送（簡易書留）により提出することとし、ウの提出期間内に必着のこと。

ウ 提出期間

令和4年5月2日（月）から5月13日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで